

# 津山圏域定住自立圏の形成に関する協定書

平成29年1月11日

津山市 奈義町

## 津山圏域定住自立圏の形成に関する協定書

津山市と奈義町は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った津山市と、津山市が行った中心市宣言に賛同した奈義町との間において、相互の役割分担と連携のもと、自主性と自立性を尊重しながら、人口の定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の活性化に努め、住民が安心して豊かに暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 津山市及び奈義町は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

### (連携する取組及び役割分担等)

第3条 津山市及び奈義町が連携して取り組む政策分野は次に掲げるものとし、当該政策分野の取組の内容並びに当該取組における津山市及び奈義町の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### (事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 津山市及び奈義町は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 津山市及び奈義町は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保にかかる負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、津山市及び奈義町が協議して別に定めるものとする。

### (協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、津山市及び奈義町が協議の上これを定めるものとする。この場合において、軽微なものを除き、津山市及び奈義町は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

### (協定の廃止等)

第6条 津山市又は奈義町は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 この協定を廃止しようとする当事者は、他方に議会の議決書の写しを添えた書面により通告するものとする。この場合において、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この協定の効力を失う日を津山市及び奈義町が同意して別に定めたときは、当該別に定めた日にその効力を失う。

### (疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、津山市及び奈義町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、津山市及び奈義町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月11日

津山市山北520番地

津山市

津山市長

宮地昭範

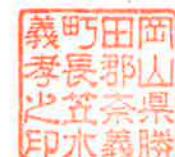


勝田郡奈義町豊沢306番地1

奈義町

奈義町長

笠木義存



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

(1) 防災

圏域防災力の強化	取組内容	圏域における防災体制の強化と非常時備蓄物資確保並びに連携強化等による防災力の向上を図るため、住民等の防災意識の向上と大規模・広域災害発生時における相互応援・協力体制の整備に取り組む。
	津山市の役割	奈義町と連携し、圏域内相互応援・協力体制の構築に主体的に取り組む。
	奈義町の役割	津山市と連携し、圏域内相互応援・協力体制の構築に取り組む。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

圏域公共交通ネットワークの充実	取組内容	お互いの地域に移動しやすい交通網の確保と、公共交通の利用促進や利便性の向上を図るため、利用者の移動動態等の調査・検証や各種公共交通施策についての検討を行い、利用者ニーズに即した地域間のネットワーク強化に取り組む。
	津山市の役割	奈義町と連携し、地域公共交通の課題について調査・検証し、効率的で利便性の高い公共交通システムの構築に向けて中心的な役割を担うとともに、地域公共交通の維持、確保、利用促進等に主体的に取り組む。
	奈義町の役割	津山市と連携し、地域公共交通の課題について調査・検証し、効率的で利便性の高い公共交通システムの構築並びに、地域公共交通の維持・確保、利用促進対策に取り組む。

(2) 道路等の交通インフラ

圏域をつなぐ道路ネットワークの形成	取組内容	圏域住民の利便性向上や物流の機能性向上のため、地域高規格道路の要望活動並びに整備促進及び圏域をつなぐ道路ネットワークの充実に取り組む。
	津山市の役割	奈義町と連携し、地域高規格道路の早期整備について主体的に提言・要望を行うとともに、整備促進に取り組む。あわせて、圏域をつなぐ道路ネットワークの充実に取り組む。
	奈義町の役割	津山市と連携し、地域高規格道路の早期整備について提言・要望を行うとともに、整備促進に取り組む。

(3) その他

オープンデータ化の推進	取組内容	電子自治体の推進を図るため、圏域自治体が保有する様々な情報のオープンデータ化を推進するとともに、利活用の研究に取り組む。
	津山市の役割	奈義町と連携し、オープンデータ化及び利活用の研究に主体的に取り組む。
	奈義町の役割	津山市と連携し、オープンデータ化及び利活用の研究に取り組む。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員等の交流

市町職員研修の共同実施	取組内容	圏域内市町職員の資質向上及び職員間のネットワークの拡大を図るため、合同研修等を行う。
	津山市の役割	奈義町と連携し、職員の資質向上及び職員間のネットワークの拡大を図るため、合同研修等を行う。
	奈義町の役割	津山市と連携し、職員の資質向上及び職員間のネットワークの拡大を図るため、合同研修等を行う。